

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社コスモスイニシアと称し、英文での表記をCOSMOS INITIA Co., Ltd. と定める。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸借、仲介、鑑定、管理およびコンサルティングに関する業務
- (2) 土地の開発、造成に関する業務
- (3) 建築または土木工事の企画、設計、施工、監理、請負およびコンサルティングに関する業務
- (4) 不動産に関する金銭貸付業務
- (5) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
- (6) 総合リースおよび総合レンタルに関する業務
- (7) 建築資材、家具、家庭用電気製品、室内装飾品、冷暖房空気調整機器、厨房機器、給排水設備機器の販売、その代理、仲介、および輸出入に関する業務
- (8) ホテル、飲食店、スポーツ施設の経営に関する業務
- (9) 高齢者、在宅療養者の訪問看護および介護事業
- (10) 老人ホームの建設、経営および運営
- (11) 信託受益権の保有、売買および仲介に関する業務
- (12) 不動産特定共同事業法に基づく事業
- (13) 警備に関する業務
- (14) 労働者派遣に関する業務
- (15) 貨物利用運送に関する業務
- (16) 旅行業法に基づく旅行業
- (17) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、505,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、株主の権利行使その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告のうえ、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは取締役会決議により、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がその任に当る。

(電子提供措置等)

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、3名以上とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第 19 条 当会社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社の取締役の選任は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
 - 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。

(代表取締役)

- 第 21 条 当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中からこれを選定する。
- 2 取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(役付取締役)

- 第 22 条 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名および取締役副会長、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がその任に当る。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会を招集するときは、各取締役に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

- 第 26 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

- 第 27 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合のほかは、

取締役会の定める「取締役会規則」による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当会社は監査等委員会を置く。

(常勤監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対して会日の3日前までにその通知を発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 33 条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めがある場合のほかは、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第 35 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）をする。

(中間配当金)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第7章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の員数および選任)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議により会計監査人2名以内を選任する。

(会計監査人の責任限定契約)

第 40 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第46期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

令和4年6月28日改正